

ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



平成29年6月8日

福島県

東日本大震災から7年目を迎え、当県は地震、津波、原発事故という甚大な複合災害に加え、根強い風評被害と風化という2つの逆風の中、県民のたゆまぬ努力に加え、国内外の方々からの温かい御支援により、着実に復興の歩みを進めてまいりました。

今春には、4町村で帰還困難区域以外の避難指示が解除され、小高産業技術高等学校の開校や、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟開所などの新たな拠点施設の整備、東京オリンピック・パラリンピック競技大会での野球・ソフトボール競技の県内開催の決定、さらには全国新酒鑑評会における金賞受賞数5年連続日本一の快挙など、ふくしまの明るい光が一層強まりを見せております。

一方で、今もなお多くの県民が避難生活を続けており、帰還困難区域の復興や古里への帰還に向けた生活環境の整備を始め、事業・生業の再建、廃炉・汚染水対策、各分野での人材不足など、課題は山積しており、当県の復興はいまだ途上にあります。

政府におきましては、こうした当県の現状を踏まえ、様々な施策や事業の実施、福島イノベーション・コースト構想等の推進、所要の財源確保など、当県の復興の加速に御尽力いただいております。さらに今般、福島復興再生特別措置法を改正いただいたところで

「復興・創生期間」の2年目を迎える中、これらを活かしながら避難者の支援や特定復興再生拠点の整備など、復興の土台を固める取組を着実に進めていくことはもとより、依然として残る様々な課題に果敢に挑戦し、福島県全体の復興・創生を全力で実現させなければなりません。

国におかれましては、総力を挙げて、当県の復興・創生に最後まで責任を持って対応していただきますよう、次のとおり要望いたします。

平成29年6月8日

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

I	全般的事項	1
II	避難地域・浜通りの復興再生	5
III	福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出	14
IV	原子力発電所事故への対応	22
V	風評払拭・風化防止対策の強化	30
VI	県民の健康と安全・安心を守る取組	33
VII	産業再生・インフラ整備	39
VIII	地方創生及びオリンピック・パラリンピック	44
	省庁別索引	45

I 全般的事項

1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化

【内閣官房, 内閣府, 警察庁, 復興庁, 総務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生の更なる加速に向け、改正福島復興再生特別措置法に定められた帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、相双復興官民合同チームの体制強化、福島イノベーション・コースト構想の推進、風評被害の払拭などを始め、廃炉・汚染水対策や、除染の確実な実施、避難者の生活再建、新産業の育成・集積、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備など、直面する多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進するとともに、復興が成し遂げられるまでの間は、必要な予算を十分かつ確実に確保すること。

また、当県の復興の現状や施策の進捗状況を十分に勘案し、当県の「復興・創生」に必要な施策について、地元の意見を踏まえ、福島復興再生基本方針や避難解除等区域復興再生計画等について必要な見直しを速やかに実施すること。

なお、復興庁の設置期間は復興庁設置法により平成32年度末までとなっており、「復興・創生期間」後の福島の復興及び再生のあり方については、当県の特殊な状況を鑑みて、今後適切な時期に検討を進めること。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

平成30年度以降においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、引き続き、震災復興特別交付税による財源措置を確実に講ずること。

(2) 復興交付金の予算確保と運用の改善

① 復興交付金については、復興が完了するまで、必要な予算を確保すること。

② 復興のステージに対応して、効果促進事業費の一括配分の対象事業の追加を行うなど、被災自治体にとって真に使いやすい制度となるよう改善を図ること。

また、効果促進事業費の一括配分が、使途の自由度の高い資金として創設された趣旨を踏まえ、被災自治体の創意工夫による復興まちづくり事業が迅速かつ確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

長期避難を余儀なくされながら帰還困難区域等の復興再生を目指す地域、避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、地域により復興のステージが異なることから、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）、帰還加速のための生活環境向上対策等（帰還環境整備交付金）について、すべての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、長期的に十分な予算を確保すること。

特に、帰還環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう、以下の措置を講じること。

- ① 運用の弾力化（面整備事業と一体的に施行すべき道路事業を始めとする対象事業の幅広い活用を可能とするなど）
- ② 各避難市町村における復興の進捗状況に応じた対象事業や対象経費の追加・拡充（特定復興再生拠点区域や福島イノベーション・コースト構想に関連する道路インフラ整備等の復興・創生期間後も対応が必要な事業など）
- ③ 基金化可能事業の拡充（相談員配置や個人線量管理等の継続的対応を要するソフト事業など）
- ④ 柔軟な事業執行や事務手続の簡略化の実現等に向けた、効果促進事業の一括配分化と随時受付の実施

(4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅等での避難生活から災害公営住宅等への移行等まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援を行うことで、被災者の生活再建を図るとともに、民間団体による相談・見守り、交流活動などを通して、被災者の自立に向けた支援を行う必要があることから、平成28年度に創設された被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講じること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を強化するとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置すること。

Ⅱ 避難地域・浜通りの復興再生

4 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興・再生には、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の整備のほか、避難指示が解除された地域の医療、介護、商業施設の運営経費支援や人材確保、教育支援の強化、鳥獣被害対策、荒廃抑制のための除草、治安の確保、地域公共交通網の構築などの生活環境整備や、産業・生業の再生を迅速に進め、「福島12市町村の将来像」に描かれた姿を確実に実現しなければならない。

このため、国の責務として、中長期にわたり財源を確保するとともにその実現を図ること。

5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定に当たっては、市町村の計画を最大限に尊重し、それぞれの地域の実情に応じた復興・再生に取り組むことができるようにすること。

また、特定復興再生拠点区域の整備においては、十分な予算を確保するとともに、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に行うこと。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。

6 被災事業者等の支援

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省】

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、改正福島特措法に体制強化が位置づけられた福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）により、個別の事業者等の活動に迅速に対応していく段階になっているため、国が引き続き主体的に関与するとともに、国・県・民間が一体となって動ける体制づくりなど同チームの支援体制の強化を確実に実施すること。

併せて、原子力被災事業者事業再開等支援事業や原子力災害被災地域創業等支援事業、福島県営農再開支援事業等の既存支援策を平成30年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

7 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除地域では高齢者の帰還割合が高くなることが見込まれている中で、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが提供されない状況であり、住民の帰還を促し真の復興を実現するため、福祉・介護人材の確保や介護サービス事業者への支援について、復興・創生期間において以下のとおり特段の措置を講じること。

(1) インセンティブによる福祉・介護人材の確保

県外からの福祉・介護人材確保支援事業における就職準備金の上乗せや帰還者への対象の拡大を図ること。

(2) 人的支援制度の創設

当該地域に、応援職員としてリーダー的な介護人材を供給するため、応援元・応援先の給与差や通勤費、応援元事業所への必要経費等、所要の財政支援を行うこと。

(3) 経営環境が整うまでの緊急避難措置としての運営費の支援

① 入所施設について、介護職員不足により入所制限せざるを得ないことによる減収相当額に対して財政支援を行うこと。

② 特に不足が見込まれる訪問介護、訪問看護について、避難指示解除地域で事業者がサービスの提供を行う場合、当該サービスに対する補助制度を創設すること。

(4) 福祉・介護人材の確保のための総合的な財源の中長期的な確保

当県においては、原発事故の影響による人材の県外流出により、避難指示区域等に人材を押し出す余力がないため、当該区域の福祉・介護人材の確保を図るためには、総合的な対策を並行して行うことが必要であり、イメージアップ、初任者研修による底上げ、職場体験等のソフト対策を継続して実施するための中長期的な財源を確保すること。

8 避難地域等の教育環境の整備・充実

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

持続的な地域づくりには、将来を担う子どもたちの存在が不可欠であり、学校再開に当たっては、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育が必要である。

当県でも昨年7月「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を行うこと。

① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、ICT教育のコーディネーター等の人材確保及び財政支援を行うこと。

また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、継続的に予算を確保すること。

② 復興の進捗に伴う新たな課題となっている、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、国において予算措置を講じるとともに、市町村を跨いだ運行ができるようにするなど、制度を改善すること。

(2) 双葉郡に設置する中高一貫校への継続的支援

双葉郡教育復興のシンボルとして仮校舎で教育活動を行っている、ふたば未来学園高等学校及び平成31年度に設置される併設中学校の本校舎・寄宿舎の整備と、教材や備品、外部講師招へい等の教育活動の充実に係る予算を確保するとともに、「福島県教育復興推進事業」に係る予算を拡充すること。

また、引き続きサテライト校で教育活動を行っている高校等を支援するための予算を確保すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

未だ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることや、不登校児童生徒数の増加などの課題に加え、帰還・再開した学校の運営を軌道に乗せる必要があることから、心のケアや学習指導などのきめ細かな教育支援等を十分行うための教職員加配を継続すること。

また、当県教育復興の拠点となるふたば未来学園高等学校及び小高産業技術高等学校の創造的復興教育への支援を行うために必要な教員の加配措置を講じること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 幼稚園、小・中学校、高等学校への特別支援教育支援員の配置拡充

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

9 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域の復興に向けた道路整備のための予算確保と国直轄代行の整備促進

① 住民帰還の加速や産業再生を支える「ふくしま復興再生道路」や、中通りや会津から浜通り地方へ連絡する東西連携道路等の整備を早急に進めるため、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税等の充実と継続を図るとともに、復興事業が完了するまで、必要な予算を確保すること。

また、復興事業の進展等で新たに発生する課題への対応等については、必要な措置を講じること。

② 避難解除等区域における帰還する避難者の生活を支え地域再生を図るため、国代行事業に採択された、国道399号十文字改良及び吉間田滝根線広瀬改良の整備促進を図ること。

(2) 常磐自動車道への追加ICの整備

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要がある。

このため、追加ICについては、平成27年6月に大熊町、双葉町に設置が認められたところであるが、南相馬市小高区、富岡町も同様の対応が必要であり、これら4箇所全ての追加ICの早期整備が図られるよう、十分な財源の確保を含め、県・市・町に対する支援の充実を図ること。

(3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

- ① 常磐自動車道については、「いわき中央 I C～広野 I C 間」、「山元 I C～岩沼 I C 間」の 4 車線化及び、残る暫定 2 車線区間における付加車線工事の早期完成を図ること。
- ② 浜通りの復興支援・地域振興のため、常磐バイパスの平成 29 年度内のできるだけ早い時期での供用及び国道 6 号 勿来バイパスの早期完成を図ること。

(4) 北部軸を形成する東北中央自動車道（相馬～福島間≪復興支援道路相馬福島道路≫）（福島～米沢間）の予算確保・早期整備

東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして整備が進められている東北中央自動車道（相馬～福島間）については、事業進捗が図られているところであるが、以下の措置を講じること。また、（福島～米沢間）については、平成 29 年度内のできるだけ早い時期での供用を図ること。

- ① 相馬玉野 I C～（仮）霊山 I C 間の平成 29 年度内のできるだけ早い時期での供用及び相馬 I C～相馬山上 I C 間の平成 30 年度の確実な供用を図るとともに、平成 32 年度開通目標区間の一日も早い供用を図ること。
- ② 開通予定が示されていない（仮）福島保原線 I C～（仮）国道 4 号 I C 間 2.8 km について、速やかに開通目標期限を示すこと。
- ③ 相馬～福島間について区間完了後は順次、直轄指定区間に編入すること。

10 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図る持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、地域の実情に応じた柔軟な運用を図るとともに、中長期にわたり予算を確保すること。

(2) バス購入補助の充実・強化

避難地域については、これから本格的に生活の足となるバス路線の運行が始まる地域であり、避難地域の路線バスを運行する交通事業者が、不採算路線を多く抱え、経営面や資金繰りが年々厳しさを増していることなどの特殊性や緊急性を踏まえ、交通事業者負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を講じること。

11 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化

【復興庁、国土交通省】

(1) JR常磐線の早期全線復旧

JR常磐線は、避難地域はもとより、浜通り地方の復旧・復興にとって重要な大動脈であることから、JR東日本に対し一日も早い全線復旧をするよう指導すること。

(2) JR常磐線の基盤強化

浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素となってくることから、JR常磐線の早期復旧と併せて、線形改良や道路との立体交差等による高速化や複線化による利便性の向上などの基盤強化をJR東日本に対し指導すること。

12 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期事業化と県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

国営追悼・祈念施設（仮称）と一体的に整備する復興祈念公園について、「福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）」の提言内容を踏まえ、基本構想を策定し、今後検討する公園の基本計画策定等を進めるとともに、国営追悼・祈念施設（仮称）の早期事業化を図ること。

また、県の復興祈念公園の整備については、完成するまで、全面的な財政支援を行うこと。

Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出

13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府, 復興庁, 総務省, 文部科学省, 農林水産省, 経済産業省,
資源エネルギー庁, 国土交通省, 観光庁】

福島イノベーション・コースト構想については、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、今般の改正福島復興再生特別措置法により、本構想が法定化され、国として推進すべきものと位置付けられた。

構想とりまとめから3年、檜葉遠隔技術開発センター、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、福島ロボットテストフィールド、情報発信拠点（アーカイブ拠点）など拠点の整備は着実に進展しており、今後は、浜通り地域等における拠点を活用した産業集積をいかに効果的に進め、研究者等の交流人口の拡大を促進していくか等、本構想推進の効果を地元企業に確実に裨益させることが重要である。

また、小高産業技術高等学校の開校やふたば未来学園高等学校における新たな取組が進んでいるが、今後は本構想を担う人材育成をより一層充実する必要がある。さらには、初等中等教育のみならず、未曾有の複合災害を経験した当県でしか行うことができない高等教育研究機関による知の集積も進めていかなければならない。

本構想の当面の目標である2020年に向けて更なる推進ができるよう、今夏設立予定とされる閣僚会議等を通じた政府全体での一層の連携強化の下、以下の5つの項目について、県と緊密に連携し推進すること。

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進体制の強化

当県は、国、県、自治体、企業、研究機関等を始めとした産学官の連携強化を進めるため、本構想推進の中核的な機能を担う推進法人を設立し、福島ロボットテストフィールドや情報発信拠点（アーカイブ拠点）の運営等を通じ、浜通り地域等における本構想に関する研究・技術開発（イノベーション）の創出・促進、事業可能性の調査、関係者間の連携交流、総合的な情報発信等を行うなど、本構想の推進体制を抜本的に強化することとしている。

このため、安定的な運営基盤構築に向け、基金化の検討も含め、体制強化に必要な予算を確保すること。

(2) 産業集積及び交流人口の拡大

① 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積していくためには、地元企業と県内・県外企業が連携しながら、ロボットやエネルギー、環境・リサイクル等様々な分野で新技術の実用化開発を進めることが必要であることから、地域復興実用化開発等促進事業について、重点分野のプロジェクトの一層の推進に向け、十分な予算を確保すること。

② 官民合同チームと連携した産業集積策の推進

本構想への地元企業の参画等を促進するため、福島相双復興官民合同チームとも連携した、県内・県外企業、産学官等のマッチング機会の創出を図るとともに、効果的な産業集積に必要な支援を行うこと。

③ 交流人口の拡大のための施策の推進

本構想に係る拠点や地元企業と県内・県外企業等との連携を促進し、浜通り地域等への来訪者増加の取組を進めること。

(3) 構想を担う人材の育成

① 福島イノベーション・コースト構想を担う教育・人材育成の充実

本年4月に新たに開校した「小高産業技術高等学校」の教育環境整備を図るため、生徒が安心して通学するためのスクールバスの運行及び設備・備品購入等に係る予算を確保すること。

また、本構想の核となる研究者や起業家、実業家などのトップリーダーや、ロボット技術や医療機器などの開発に携わる専門的な工業人材、バイオマスの活用や植物工場などの農業イノベーションを担う人材など、高等学校における構想の担い手となる人材の育成に向けた教育環境整備に必要な予算を確保すること。

さらに、義務教育段階からの放射線・防災教育、理数教育やグローバル教育など、次世代の福島を担う人材育成を支援するための予算を確保すること。

② 浜通り地域等における大学等の研究活動の連携支援

世界的にも過去に類を見ない複合災害に見舞われた当県の浜通り地域等においては、福島大学等の県内大学に限らず、県外大学等の高等教育機関により、放射線研究や農業分野など、甚大な被災地である当県復興に不可欠なテーマに関し、様々な研究活動が行われている。

福島の地に世界の英知、知見を集積させていくことによって、日本の再生や世界的な学術研究活動へ貢献することが可能となる。

このため、本構想を支える人材育成と国際的な知見の集積を促進するため、浜通り地域等で大学等が実施する、当県復興につながる研究活動の促進や学会開催に必要な予算を確保すること。

(4) 拠点の整備等各プロジェクトの着実な推進

① 廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成

檜葉町に整備した檜葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備予定の大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 福島ロボットテストフィールドの整備等

福島ロボットテストフィールド関連施設の着実な整備に向け、引き続き十分な予算の確保と事業の進捗に応じた予算措置を講じるとともに、施設の安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

また、ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運行管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、施設の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、2020年ワールドロボットサミットの福島ロボットテストフィールドでの開催に向け、競技人口や観客数の拡大を図るため、競技者拡大や広報活動など必要な措置に取り組むこと。

加えて、拠点整備やワールドロボットサミットの開催を契機に福島県内でのロボットの研究開発を促進するため、ロボットに関する国研究開発予算において、福島県からの提案の組成に協力すること。

③ 農林水産分野イノベーション・プロジェクト

避難地域等の農林業の再開を促進するため、本構想に基づく農林水産分野イノベーション・プロジェクトに掲げた技術の開発・実証を支援するとともに、開発した技術・機械等の導入についても支援すること。

また、当県水産業の復興・再生を図るため、福島県水産試験場の機能強化に必要な施設整備等について、引き続き予算確保を図ること。

④ エネルギー関連産業

復興に向けたまちづくりを進める上で、各プロジェクトの推進は重要であり、引き続き必要な予算を確保すること。特に、福島新エネ社会構想が策定されたところであり、「復興まちづくりのためのスマートコミュニティ形成プロジェクト」及び「水素によるエネルギー貯蔵・効率的利用プロジェクト」におけるモデル事業の実施に必要な予算を確保すること。

⑤ 情報発信拠点（アーカイブ拠点）の確実な整備

福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していくために整備する情報発信拠点（アーカイブ拠点）について、着実な整備とその後の安定した運営が可能になるよう継続した支援を行うこと。

(5) 拠点を核とした周辺生活環境整備の促進

本構想で整備される拠点が活用され、産業集積が一層進められていく過程では、拠点従事者等の浜通り地域等での滞在環境の確保や拠点間の地域公共交通の確保が必要であることから、道路等の必要なインフラ整備はもとより、地元市町村等のニーズを踏まえた滞在環境を整備するための仮設住宅等の改修費用への支援や、新たな交通環境確保に関する事業性調査等に必要な予算を確保すること。

14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び政府主導で策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野について関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 福島新エネ社会構想の推進

- ① 全県的な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、系統増強を促進する措置を講じるとともに、電源制御など系統の運用ルールの見直しを図ること。
また、設備認定が失効又は取り消された事業者に対し、系統連系接続枠の速やかな放棄を義務付ける等の仕組みを構築すること。
- ② 福島新エネ社会構想に基づき平成29年度当初予算で措置された補助事業について、阿武隈山地・沿岸部における風力発電や、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等を最大限に導入するための必要な予算を継続的に確保すること。
- ③ 水素社会実現のモデル構築に向け、世界最大となる1万kW級の大規模水素製造拠点について、国家プロジェクトとして必要な予算を確保し、着実な整備を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックでの活用方策や実証後の活用についても検討を進めること。
- ④ 全県的に地産地消型エネルギーシステムの構築を推進していくため、再生可能エネルギーの導入拡大と効率利用につながり、電気とともに熱の面的利用の拡大も図れるスマートコミュニティーについて、再生可能エネルギーや水素の活用によるまちづくりが実現できるよう、当県向けの特例な財政支援を継続すること。

(2) 再エネ関連産業の集積に向けた技術開発の推進

- ① 平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所のシーズ支援プログラム等により、県内企業が開発した技術が、実用化・事業化のステージを迎えているところであり、その動きを更に加速するため、同研究所が支援する県内企業の技術開発や、地元大学等と連携した産業人材の育成などの取組に対し、必要な予算を確保すること。
- ② 当県発の再生可能エネルギー関連の技術について、実用化・事業化の動きを更に加速するため、県内企業が行う実用化に向けた技術開発への支援に必要な予算を確保すること。
- ③ 福島発の新技术や新製品、新たなビジネスモデルが次々と生み出される環境を創出するため、当県が設立した再生可能エネルギー分野に特化した中核的支援機関が行う再生可能エネルギーに関する研究開発から実用化、販路開拓、海外展開などのコーディネート活動に必要な予算を確保すること。
- ④ 福島において浮体式洋上風力発電の国際標準を先導するような研究開発、試験活動の強化・機能の集積を行うため、国として浮体式洋上風力発電実証研究事業を着実に推進するとともに、浮体式洋上ウィンドファームの実現に向けた支援を行うこと。

15 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、経済産業省】

福島復興及び再生をさらに進めるためには、新たな時代をリードする産業を創出し、雇用の拡大を図ることが重要であり、医療関連産業の育成・集積を図るため、平成28年11月に「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備したところであるが、我が国の医療機器産業の裾野拡大や医療福祉機器開発を牽引するナショナルセンターとして機能するためには、国際化に対応する取組が必要である。

については、センターを核とした医療関連産業の更なる集積を図るため、支援ネットワーク機関等の関係機関と連携し、センター利用の促進を図るとともに、国内医療福祉機器産業の国際競争力強化に向け、センターを活用した新たな施策を講じること。

16 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援

【復興庁、経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙産業への参入に向け、普及啓発や認証取得支援を行ってきたところであるが、新たな産業基盤の一つとして育成・集積し、当県産業の復興・再生を加速化させるためには、これまでの実績を生かすとともにさらに発展させた取組が必要である。

については、中核企業を核とした関連企業クラスター形成や県全体における関連企業の技術力向上を図るため、公設試験研究施設（ハイテックプラザ）の機能強化やサプライチェーン拡大など航空宇宙産業の育成・集積への取組に必要な予算を確保すること。

IV 原子力発電所事故への対応

17 東京電力福島第二原発の廃炉

【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

原子力発電所事故により甚大かつ広範囲な被害を受けた当県は、県内原発の全基廃炉を前提とした『原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり』を復興の基本理念の一つに掲げている。

東京電力福島第一原発については、平成26年1月までに全基廃炉が決定されたところであり、東京電力福島第二原発についても、国の責任において廃炉を決定すること。

18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

今なお多くの県民が避難を余儀なくされ、根強い風評が続いている当県の復興・再生を実現するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、以下の課題について確実に措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督体制を強化すること。
- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく、正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導、監督すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害を想定した広域避難が支障なく進むよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらにはスクリーニング実施などの全面的な支援体制を構築するとともに、県域を越えた広域避難における関係機関との調整に努めること。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

現在も原子力発電所事故は収束しておらず、廃炉に向けた作業の長期化や想定外の事故等も懸念される中、県民生活の安全・安心に向けて、モニタリングの継続は、当県復興の大前提である。

また、避難指示の解除が進みつつあるが、帰還困難区域が隣接するなどの不安から帰還をためらう住民は未だ多い状況にあることなどを踏まえ、国において以下の措置を講じること。

- ① 県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域においては、帰還困難区域を始めとして、帰還する住民の意向を踏まえたモニタリングを充実すること。
- ② 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ③ 除染や中間貯蔵施設の整備の進展、更には地域住民の意向を十分に踏まえたモニタリングを継続すること。

19 除染等の推進

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 除染の確実な実施と経費の措置

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、フォローアップ除染等の追加的な措置や森林除染への対応、除去土壌の早期の搬出や仮置場等の適正な管理など必要な除染等の措置は確実に実施すること。

また、除染対策基金の積み増しなど除染に必要な経費について確実に予算を確保すること。

(2) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域の除染について、関係市町村の実情に配慮しながら、確実に対応すること。

また、対応に必要な経費について確実に予算を確保すること。

(3) 放射性物質汚染対処特別措置法以外で生ずる土壌等の処理

道路側溝堆積物など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処理について、引き続き必要な予算を確保すること。

(4) 森林における放射性物質対策

「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を具体化するに当たっては、地元市町村等の意向を十分に踏まえて、着実に進めるとともに、地域ごとに異なる汚染や復興の状況に留意して中長期的な観点から予算を確保すること。

(1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

(2) 輸送の安全・確実な実施

輸送を安全・確実に実施すること。今後輸送量が大きく増加することを踏まえて、輸送ルートに沿道住民や一般の運転者等の不安解消に努めるとともに、渋滞対策を含む道路交通対策を前倒しで実施し、輸送の安全確保に万全を期すこと。

(3) 中間貯蔵施設整備への取組

当県の一日も早い環境回復に向け、国が示した「当面5年間の見通し」及び事業の方針に基づき、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って着実に進めること。

(4) 県外最終処分の確実な実施

搬入後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術検討や研究開発に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること。

21 特定廃棄物埋立処分事業

【復興庁、環境省】

(1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・楡葉両町で締結した安全協定に基づく取組を確実に実施するとともに、県・両町と協議の上、輸送計画を策定し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

(3) 富岡・楡葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域振興策の具体化を図ること。

22 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うことはもとより、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

(2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせるとともに、避難指示区域外における来年以降の農林業の賠償について、関係者の意見を十分に踏まえた上で賠償基準等を策定させること。

(3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせるとともに、財物に関する損害については、賠償基準を早急に明示し、速やかに賠償を行わせること。

(4) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

23 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

原子力災害からの当県の復興・創生のため、農・環境分野や再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること。

(1) 新学類「食農学類（仮称）」の設置に向けた十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに今後の我が国の農業振興を図るため先駆的な取組を行い、地域のリーダーを育成する「食農学類（仮称）」の設置（平成31年4月設置構想中）に向けた十分な支援を行うこと。

(2) これまでの震災復興に向けた取組の継続

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」及び「環境放射能研究所」の安定的・継続的な運営のための財政支援を行うこと。

(3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組への基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

V 風評払拭・風化防止対策の強化

24 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等が継続的に取り組むことができるよう必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の販路回復・開拓や観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。また、国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけや、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を強化すること。

25 農林水産物の安全確保と風評対策の強化

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、水産庁】

(1) 県産農林水産物の安全確保と風評対策の継続

当県農林水産物の再生のためには、根強く残る風評を払拭することが不可欠であるため、「福島県農林水産物再生総合事業」による生産から流通・販売に至る総合的な対策を風評の影響がなくなるまで継続的に実施できるよう「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」での議論の進捗を踏まえて、必要な予算を確保するとともに、状況の変化に応じた柔軟な運用ができるようにすること。

(2) G A P 認証の着実な推進のための支援の拡充

当県は、風評・風化対策の基盤となるG A P 認証の取得に県を挙げて取り組んでいるが、その認証取得に必要な施設等の生産条件整備についても支援対象となるよう、制度の見直しを行うこと。

(3) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県農林水産物の流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づき流通関係団体への指導等を一層強化すること。

また、消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリングの検査体制や検査結果など農林水産物の安全性に関する情報の周知の徹底を図るとともに、諸外国に対する輸入規制解除の働きかけも含めた実効ある風評対策を強力に展開すること。

26 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策（特にインバウンド）に対し、引き続き財政支援を行うとともに、当県への誘客に向けて積極的に支援すること。

(2) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働きかけを行うとともに、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めること。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働きかけること。

(3) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、財政支援を講じること。

27 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）から恒久的な住宅への円滑な移行支援など、生活再建に向けて国が前面に立って、県・市町村と連携して取り組むこと。

また、避難指示が解除された区域における移転費用や自宅の修繕費用などの補助等による帰還促進の取組、及び児童・生徒の通学、遠方の医療機関への通院、日用品の買い物などに要する費用や子育てに要する費用などを補助する自立支援の取組に対する財源の確保など、避難指示及び解除を行った国の責任において、生活環境の整備のみならず、復興の主役となる住民の帰還に直接つながる対策に国が前面に立って取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者等が、恒久的な住宅へ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで、同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、借上げ住宅間の住み替えについて、災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、平成30年4月以降は、応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）の供与期間の延長も踏まえ、避難者の居住の形態（仮設住宅や借上げ住宅、借家など）にかかわらず住居の確保に係る必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化に伴い、住まいや心身の健康、今後の生活の見通しなど、避難者の抱える課題は多様化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し引き続き被災者支援総合交付金等による財政支援を継続すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行などの当県が実施している情報提供の取組に対し引き続き震災復興特別交付税により措置するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても必要な財政支援を継続すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、平成30年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、自主避難している母子避難者等を対象として平成30年3月31日まで実施されている高速道路無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

震災から6年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあるため、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア支援事業費補助金の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、単年度雇用では人材確保が難しい臨床心理士や精神保健福祉士等専門職員の確保のため、コミュニティ交流員と同様、複数年雇用が可能となるよう基金化するための措置を講じること。

② 避難先の都道府県において、福島県民に対する支援事業を継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長するとともに、必要な予算を確保すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に十分取り組むことができるよう、平成26年度まで全額国庫負担で自殺対策事業を実施してきた経過も踏まえ、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援は、現行制度を堅持すること。

(7) 国保事業費納付金算定における避難地域等の激変緩和措置に対する支援

国保の新制度移行に伴い、市町村から県に納付される国保事業費納付金制度が導入されるが、1人当たりの被保険者の保険料が増加する場合には、県繰入金と特例基金による激変緩和措置による調整が予定されている。しかしながら、当県の場合、避難指示区域等の市町村では、避難生活の長期化などにより保険料の大幅な増額が生じると想定されることから、激変緩和措置に要する費用については、国の特別調整交付金による支援を行うこと。

28 旧避難指示区域における消防活動・防災対策

【内閣府、復興庁、総務省、消防庁、林野庁】

今般の浪江町・双葉町における大規模林野火災に際しては、旧避難指示区域における大規模災害への国・県・市町村・消防本部等の連携体制や必要な装備が不十分なことにより困難を極めたことを踏まえ、避難指示を発出した国として責任を持ち、前面に立って以下の対策を講じること。

(1) 帰還困難区域等の消防活動・防災対策

今回の災害に関し、放射線・火災防護装備品や人件費など浪江、双葉両町はもとより県や協力した県内の広域消防本部が負担した費用について、適切な財政支援を行うこと。

また、原発事故の継続に伴う避難区域であることによる立入制限や放射線管理上の制約を踏まえ、今後の火災や自然災害に対応できるよう以下の対策を講じること。

① 大規模災害発生時における現地対策本部の設置や費用負担の考え方、さらには放射性物質に対するスクリーニング及び廃棄物の処理方策など、国・県・市町村（消防本部含む）の役割分担や連携方策も含めて明確にし、日ごろの防災対策はもとより火災や自然災害時に迅速かつ適切に対応できるよう必要な対策を講じること。

② 森林の適正な管理や林道の維持管理、治山などについて、国土防災上の観点から、必要な対策を講じること。

(2) 避難指示等が解除された区域の消防・防災力の絶対的な不足に対する国の積極的な関与

避難指示等が解除されても住民の帰還が進まず、消防・防災体制が脆弱な市町村が多いことから、住民が安全で安心して暮らせるよう、消防・防災体制の根幹をなす地元消防本部の装備の確保、地元消防本部単独の対応が困難な場合の広域的応援体制の構築や双葉地域の消防団員の確保対策について、国が積極的に関与し、財政支援を行うこと。

29 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島復興活動に係る取組等に必要な予算確保

震災後から継続実施してきた心身ともリラックスできる環境での自然体験活動に係る事業については、一定の役割を果たしたが、今後は将来の復興の担い手となる子どもたちの生き抜く力や志を培う社会体験活動等に係る事業の予算を確保するとともに、実態に即した弾力的な運用ができるよう改善すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

原子力発電所事故後の児童生徒の体力低下と肥満傾向児の増加を解消し、福島復興を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材を育成するため、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を全額国の財源による委託事業として継続するとともに、県内一円において本事業を実施できるよう制度を改善すること。

(4) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、全国の教育委員会に対して、正しい情報発信・放射線教育が行われるよう努めるとともに、放射線教育や防災教育のさらなる充実に向けた当県の取組に対する財政的支援を講じること。

また、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進するため、全国の児童生徒が人権や命などに関する思いが深まるような道徳教育を推進すること。

30 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等 【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

中間貯蔵施設への除去土壌等の本格輸送や復旧・復興に係る交通量の増加その他の交通環境に適切に対応し、道路交通の安全と円滑を確保するため、復興支援道路、ふくしま復興再生道路等における道路交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示解除による住民の帰還が進む中、更なる避難指示解除等区域内における治安維持を図るため、パトロールや警戒・警備その他の警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

31 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や賠償請求支援、風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

平成30年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金の継続

地域経済産業復興立地支援事業（企業立地補助金）について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう、平成30年度以降の継続と柔軟な制度運用を図ること。

また、工業団地造成利子補給金事業の予算残額について、同じ地域経済産業復興立地推進事業である「ふくしま産業復興企業立地補助金」へと活用できるようにすること。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続

当県においては、産業復興の拠点整備が徐々に進んでいるが、広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県産業復興のため、平成31年度以降も制度を継続するとともに、施策の柱となる企業立地推進のための必要で十分な措置を講じること。

また、制度の継続等については、当県の原子力災害被害の特殊性を考慮し、当県と十分に協議を行い、必要で十分な予算を確保すること。

(3) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

今後、避難指示が解除される区域における帰還支援のため及び広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県産業復興のため、平成31年度以降も制度を継続するとともに、企業立地推進のための必要で十分な予算を確保すること。

33 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等を重点的に進めるために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備を進めるため、平成28年度以降復興特別会計から一般会計に移して対応することとされた事業をはじめ、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。

34 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

(1) 南東北のネットワークを強化する会津軸の整備

大規模災害時において、広域な避難や緊急物資等の輸送を可能にする災害に強い幹線道路ネットワークを確保するため、会津縦貫道の整備に必要となる財源を十分に確保するとともに、早期完成を図ること。また、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

- ① 中通り軸として、国道4号（鏡石拡幅、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期）の早期整備を図るとともに、国道4号鏡石町以南の、早期の全線4車線化を図ること。
- ② 横断道軸として、磐越自動車道（会津若松～新潟中央間）の4車線化の早期着手及び国道49号（北好間改良、猪苗代拡幅、会津防災事業）の早期整備を図ること。
- ③ 南部軸として、一般国道289号（八十里越）直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

(3) 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続

道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

35 物流拠点としての小名浜港の整備促進 【復興庁、国土交通省】

国際バルク戦略港湾小名浜港は特定貨物輸入拠点港湾に指定され、県内全域の産業復興を支える重要な役割を担っていることから、産業と生活に必要な資源、エネルギー等の物資の安定的かつ安価に供給する拠点港として、大型船舶の入港が可能となる大水深岸壁や航路・泊地の早急な整備が必要とされるため、東港地区の「国際物流ターミナル整備事業」に重点的に予算を確保すること。

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線復旧により日本一のローカル線として以前の姿を取り戻し、生活路線としてだけでなく、観光や教育旅行など多くの方々に利用される新たな只見線をつくりあげるため、以下の内容について支援すること。

(1) 上下分離方式による事業スキームの構築に関する支援

地元自治体が上下分離方式による事業スキームを構築するに当たり、必要な協力や助言を行うこと。

(2) JR東日本に対する財政的支援

現行の鉄道復旧支援制度における赤字要件などの補助要件の緩和等を行い、復旧工事費について、JR東日本に対し地元自治体と協調して支援すること。

(3) 地元自治体に対する財政的支援

地元自治体がJR東日本に対して行う財政的支援について、国が支援すること。

(4) JR只見線の利活用促進に関する支援

地元自治体が只見線の利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や助言を行うこと。

Ⅷ 地方創生及びオリンピック・パラリンピック

37 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、十分な規模の財政支援を継続的に講じること。

また、人口減少等の構造的な課題の解決には長期間を要することから、現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間後も引き続き地方創生の取組を実施できるよう継続的に支援すること。

38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、国土交通省】

(1) 被災県開催への財政支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は「復興五輪」として、当県の復興の姿を世界に発信する絶好の機会であり、野球・ソフトボール競技の開催県として、東京オリンピックの成功に向け、現在準備を進めている。

一方、いまだ東日本大震災や原発事故からの復興、再生の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、被災県が開催地となることに対する特別の財政支援を講じること。

(2) 関連事業推進への支援

当県及び県内市町村が取り組むホストタウン登録や事前合宿の誘致はもとより、当県が取り組む県産農産物の利用拡大に向けたGAP認証取得の推進や風評・風化対策などと歩調を合わせ、県産品の活用等に対して積極的に支援すること。

省 厅 别 索 引

【内閣官房】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 17 東京電力福島第二原発の廃炉【22頁】
- 37 地方創生の推進【44頁】
- 38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【44頁】

【内閣府】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【5頁】
- 6 被災事業者等の支援【6頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【23頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【31頁】
- 27 避難者支援の充実【33頁】
- 28 旧避難指示区域における消防活動・防災対策【36頁】
- 37 地方創生の推進【44頁】

【警察庁】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 30 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【38頁】

【消費者庁】

- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】

【復興庁】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【5頁】
- 6 被災事業者等の支援【6頁】

- 7 避難地域の介護サービス提供体制の再構築【7頁】
- 8 避難地域等の教育環境の整備・充実【8頁】
- 9 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【10頁】
- 10 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【12頁】
- 11 J R常磐線の早期全線復旧と基盤強化【12頁】
- 12 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期事業化と県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【13頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【19頁】
- 15 医療関連産業の集積・振興の支援【21頁】
- 16 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【21頁】
- 19 除染等の推進【25頁】
- 20 中間貯蔵施設事業【26頁】
- 21 特定廃棄物埋立処分事業【27頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【28頁】
- 23 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【29頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【31頁】
- 26 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【32頁】
- 27 避難者支援の充実【33頁】
- 28 旧避難指示区域における消防活動・防災対策【36頁】
- 29 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化【37頁】
- 30 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【38頁】
- 31 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【39頁】
- 32 企業誘致の促進【40頁】
- 33 社会資本の整備に係る財源措置等【41頁】
- 34 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【42頁】
- 35 物流拠点としての小名浜港の整備促進【42頁】
- 38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【44頁】

【総務省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 8 避難地域等の教育環境の整備・充実【8頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 27 避難者支援の充実【33頁】

- 28 旧避難指示区域における消防活動・防災対策【36頁】
- 29 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化【37頁】
- 30 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【38頁】
- 36 JR只見線の早期全線復旧【43頁】
- 38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【44頁】

【消防庁】

- 28 旧避難指示区域における消防活動・防災対策【36頁】

【外務省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 26 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【32頁】

【財務省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】

【文部科学省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 8 避難地域等の教育環境の整備・充実【8頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【19頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【28頁】
- 23 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【29頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 29 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化【37頁】
- 38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【44頁】

【スポーツ庁】

- 38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【44頁】

【文化庁】

- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【44頁】

【厚生労働省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 7 避難地域の介護サービス提供体制の再構築【7頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 27 避難者支援の充実【33頁】
- 31 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【39頁】

【農林水産省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 6 被災事業者等の支援【6頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【19頁】
- 23 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【29頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【31頁】
- 33 社会資本の整備に係る財源措置等【41頁】

【林野庁】

- 19 除染等の推進【25頁】
- 28 旧避難指示区域における消防活動・防災対策【36頁】

【水産庁】

- 25 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【31頁】

【経済産業省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 6 被災事業者等の支援【6頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【19頁】
- 15 医療関連産業の集積・振興の支援【21頁】
- 16 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【21頁】
- 17 東京電力福島第二原発の廃炉【22頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【23頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【28頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【31頁】
- 32 企業誘致の促進【40頁】

【資源エネルギー庁】

- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【19頁】
- 17 東京電力福島第二原発の廃炉【22頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【23頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【28頁】

【国土交通省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【5頁】
- 9 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【10頁】
- 10 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【12頁】
- 11 J R常磐線の早期全線復旧と基盤強化【12頁】
- 12 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期事業化と県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【13頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】

- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【19頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 26 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【32頁】
- 27 避難者支援の充実【33頁】
- 30 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【38頁】
- 33 社会資本の整備に係る財源措置等【41頁】
- 34 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【42頁】
- 35 物流拠点としての小名浜港の整備促進【42頁】
- 36 JR只見線の早期全線復旧【43頁】
- 38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【44頁】

【観光庁】

- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【14頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】
- 26 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【32頁】

【環境省】

- 1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【5頁】
- 9 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【10頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【19頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【23頁】
- 19 除染等の推進【25頁】
- 20 中間貯蔵施設事業【26頁】
- 21 特定廃棄物埋立処分事業【27頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【30頁】

【原子力規制委員会】

- 18 原子力発電所の安全確保等【23頁】

【原子力規制庁】

- 18 原子力発電所の安全確保等【23頁】